

平成19年12月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成19年(ワ)第11号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年12月4日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 蔭 山 文 夫

和歌山市 [Redacted]

被 告 [Redacted] こと

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、439万4822円及び内金20万円に対する平成16年7月13日から、内金20万円に対する同年8月2日から、内金399万4822円に対する平成18年1月13日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、489万4822円及び内金20万円に対する平成16年7月13日から、内金70万円に対する同年8月2日から、内金399万4822円に対する平成18年1月13日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告に悩みを相談したところ、超自然的な能力の話をされ、害悪を告知されて不安を煽られ、多額の出捐をさせられたとする原告が、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

1 争いのない事実等

(1) 原告は、大正15年[]の女性である。

被告は、[]の名称を用いて、鑑定会などを行っているものである。

(2) 平成16年7月13日、原告は、[]商工会で行われた被告の鑑定会に赴き、被告に悩みを相談した（以下「本件鑑定1」という。）。

同日、原告は、被告に対し、200万円を支払った。

(3) 同年8月2日、原告は、[]ホールで行われた被告の鑑定会に赴き、被告と話をした（以下「本件鑑定2」という。）。

同日、原告は、被告に対し、200万円を支払った。

(4) 平成17年5月ころから、被告は、原告に対し、数回にわたり、現金を送付した。

2 争点

(1) 不法行為の成否

(原告の主張)

ア 本件鑑定1に際し、被告は、原告に対し、今年中に原告が死ぬこと、水子が右足にすがって泣いていること、自分が水子の供養をして原告を治すこと、原告の子が未亡人になるかもしれないことなどを述べた。

原告は、被告から200万円を請求され、支払わなければもっと悪いことになるのではないかと不安になり、これを支払った。

イ 本件鑑定2に際し、被告は、原告に対し、原告の体調が、もう3か月もすればうんと良くなること、原告の孫である A（以下「A」とい

う。)が翌年には良い職業に就け、良い縁談があり、1男1女が生まれて幸せに暮らせることなどを述べた。

原告は、被告から200万円を請求され、被告を信じたかったので、これを支払った。

ウ 上記被告の行為は、社会的に相当な範囲を超えて、親子の因縁の話や自らの超自然的な能力の話を利用し、害悪を告知して、ことさら不安を煽るものであるから、不法行為となる。

(被告の主張)

ア 本件鑑定1に際し、原告は、被告に対し、水子があると言われていたので水子供養をしたいと述べた。

被告が、原告に対し、水子供養は1000日供養すると200万円かかると説明したところ、原告はこれを依頼し、200万円を支払った。

イ 本件鑑定2に際し、原告は、被告に対し、体調面の相談をした。

被告が、原告に対し、先祖供養を勧め、1000日供養すると200万円かかると説明したところ、原告はこれを依頼し、200万円を支払った。

ウ 本件鑑定1及び2の経緯は上記のとおりであるから、被告の行為は不法行為とならない。

(2) 損害及び額

(原告の主張)

ア 騙取額から既払金を控除した残金 399万4822円 (既払金は、遅延損害金、元本の順に充当)

イ 慰謝料 50万円

ウ 弁護士費用40万円

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 本件経緯

証拠（甲18, 20, 乙1, 調査嘱託に対する回答, 証人 A, 原告本人, 被告本人, 以下個別に掲記した証拠）及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められ（一部争いのない事実を含む。），これに反する証拠は採用しない。

(1) 平成16年7月ころ, 原告は, 新聞の折り込み広告に入っていた, 被告が, ████████商會において, 人生相談を受け, 悩みを解決する特別鑑定会を行う旨のチラシ（甲1）を見た。

同月13日, 原告は, 上記鑑定会に赴き, 被告に対し, 自分の体調のこと, A が定職に就かないこと, 身内の縁が薄いことなどを相談した。

被告は, 原告に対し, 水子供養のための祈祷を行うと述べ, 原告が行うべき供養の内容について説明し, その作法を記載した文書（甲2）などを渡した上, 200万円を請求した。

原告は, タクシーで近くの郵便局に行き, 口座から200万円を引き出して（甲6）, 被告に支払った。

(2) 同年8月2日, 被告は, ████████ホールで鑑定会を行ったが, その際, 原告に架電し, 来場するよう勧めた。そこで, 原告は, 同居していた A に車の運転を頼み, A と共に上記鑑定会に赴いた。

被告は, 原告及び同席していた A と話をした上, 200万円払うよう述べた。

原告は, A の運転する車で近くの郵便局に行き, 口座から200万円を引き出して（甲6）, 被告に支払った。

数日後, 被告は, 原告に架電し, A の印鑑を作るよう勧めたが, 原告はこれを断った。

(3) 平成17年3月14日ころ, 祈祷してもらったにもかかわらず良くないことが続いたため, 被告が信用できないと考えるようになった原告は, 本件に

ついて、警察に相談したところ、消費者センターに相談するよう言われた。

同月28日ころ、原告は、消費者センターを訪れ、これまでの経緯として、本件鑑定1に際し、あと半年早ければ良かったのに、今年中に死んでしまう、しかし必ず治る、助けてあげると言われ、200万円が必要と言われたので支払ったこと、本件鑑定2に際し、3日間祈祷したので良くなったかと聞かれ、良くなっていないと返事をすると、Aが今年結婚する、子供も生まれるという話をされ、200万円請求してきたので仕方なく支払ったことなどを話し、返金してもらいたい旨を相談したところ、内容証明郵便で返金通知を出すよう助言を受けた。

同年4月5日、原告は、消費者センターの指導を受け、被告に対し、上記経緯を記載し、今後は何もしなくてよいので支払ったお金を返して欲しいとの通知書を送付したが、保管期間満了のため返送された(甲8)。

- (4) 同年5月17日、原告とAは、新聞の折り込み広告に入っていたチラシ(甲14)を見て、被告が消費者センターで鑑定会を行うことを知り、会場に赴いた。

原告やAは、被告に対し、原告に腫瘍ができてお金がかかることを告げ、原告の体調が良くならないので返金して欲しいと述べたが、被告は、これを拒否した。そこで、原告やAは、治らなかつたら返金するのかと被告に詰め寄り、返金の約束を文書にするよう求めたところ、被告は、満願日まで祈祷して何ら良くならない場合は志納金を返還する旨を名刺に記載し(甲5)、原告に渡した。

- (5) 原告は、被告から、同月27日に10万円、同年9月1日に5万円、同年10月14日に5万円、同年11月30日に5万円、平成18年1月12日に5万円の送金を受けた(甲9ないし13)。

- (6) 同年7月4日ころ、原告は、被告からの返金が行われないことについて消費者センターに相談したところ、弁護士に相談するようアドバイスされた。

同年12月8日、原告は、被告に架電し、返金の督促をしたが、被告がこれに応じる様子はなかったため、裁判する旨を告げ、平成19年1月19日に、本訴を提起した。

2 争点(1) (不法行為の成否) について

- (1) 易断(占い)は、その性格からして、内容に合理性がないとか、成果が見られないなどの理由によって、これに伴う金銭要求が、直ちに違法性を帯びることにはならないものである。

しかしながら、易断に伴う金銭要求が、相手方の窮迫、軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心を煽るなどの方法や、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせるなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で支払が行われたり、過大な支払が行われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、違法性を帯び、不法行為となるというべきである。

このような観点から、以下、本件鑑定1及び2について検討する。

- (2) 原告は、本件鑑定1の際、被告が、せめてもう半年早く会っていればと2回繰り返し、原告の亡き母と夫が、来い来いと呼んでいるので、今年中に死ぬとか、水子の男の子が、何で産んでくれなかったのかと右足にすがって泣いているとか、原告の2人の子はひょっとしたら未亡人になるかもしれないなどと言ったため、不安になり、被告の請求する200万円は高いのでびっくりしたが、支払わないともっと悪いことになるのではないかと不安になり、治すという被告の言葉を信じて支払を行ったと主張し、これに沿う供述をする(甲20、原告本人)。

また、原告は、本件鑑定2の際、被告が、3日間拜んだことを告げた上、原告の体調に関し、もう3か月もすればうーんと良くなるとか、同席したAに関し、平成17年には良い職業に就ける、良い縁談がある、子供は男の子と女の子2人で幸せに暮らせるなどと言い、被告を信じたかったため、2

00万円を支払ったと主張し、これに沿う供述をする（甲20、原告本人）。

そして、原告が被告の発言として述べる場所は、いずれも具体的かつ詳細である上、原告は、既に平成17年3月28日において、消費者センターに対し、同様の訴えをしていたものである（上記1(3)）。また、Aに関する発言については、証人Aもこれに沿う証言をしているのであって、上記原告の供述は、信用するに足りるものといえる。

- (3) これに対し、被告は、本件鑑定1の際は、原告から水子があると言われたため、1日2000円で1000日間の水子供養を行うことを、本件鑑定2の際は、原告から先祖の守りをしていないと言われたため、1日2000円で1000日間の先祖供養を行うことを、それぞれ説明し、原告から依頼を受け、その代金として支払を受けたと供述するが、次に述べるところからして、これら被告の供述は採用しがたい。

ア 本件鑑定1について

まず、本件鑑定1の際、被告が水子供養のための祈祷をすることになったという平成16年7月14日から平成18年11月5日までの間（甲2）は、845日間であって1000日間ではないから、被告が上記のような説明を行ったとは考えにくい。

また、本件鑑定1に際し、被告は、原告から、水子があるが、供養の仕方がわからないので気になっていたと言われたと述べるが（被告本人）、原告は、水子を亡くしたときに、位牌を持って寺に行き、性根を入れてもらい、供養について指導を受けており、それをずっと守って拝んでいたと具体的に供述している（原告本人）。したがって、原告のこの供述は信用できる一方、これと合致しない被告の供述は信用できない。

しかも、被告は、原告から受領した金員について、志納金であるとしていたものであるが（甲5）、志納金というのは、文字どおり、信仰への志から納める金銭であって、依頼した特定の宗教的儀式に対する対価ではな

い。そうであるからこそ、被告も、志納金は一切返金しないとしており（甲4）、金額について、相談者に対し、「お心のままに」と述べ（原告本人）、警察に対し、個人差があって、300万円の人もあるし、100万円の人もある旨述べたと考えられる（被告本人）。

イ 本件鑑定2について

被告は、原告が先祖供養をしていないと話したため、先祖供養を勧めたと述べているが（被告本人）、原告は、昔から先祖の供養もしており、その旨を被告に話したと供述しているし（原告本人）、被告自身も、陳述書（乙1）においては、原告が、先祖供養を毎日ちゃんとやっていると話したと述べている。

また、本件鑑定2に同席していたAは、被告から先祖供養の話は聞いていないと証言しているし、原告は、先祖供養の言葉が記載された紙（甲21の2）を、本件鑑定2の際ではなく、本件鑑定1の際に受領したと供述している。実際、被告自身も、陳述書（乙1）においては、本人尋問における供述とは異なり、本件鑑定1の際に、原告に対し、先祖の供養をやっているかどうか尋ねたと述べている。

さらに、被告は、本件鑑定2に際し、原告から、Aが仕事に就かずぶらぶらしているとの相談を受ける一方、身内との縁が薄いという話はなかったと述べているが（乙1、被告本人）、原告が、同席するAの面前で、Aが仕事に就かずぶらぶらしているとの相談をしたとは考えにくいし、Aは、被告から親との縁が薄いと言われ、当たっていると感心したからこそ、被告の請求する200万円を払わねばならないと思ったというのである（証人A）。したがって、このAの証言は、十分信用できるといえる一方、これと合致しない被告の供述は信用できない。

このように、被告が、本件鑑定2について、正しく記憶しているのかは疑わしい。

(4) 以上のとおりであるから、本件鑑定1及び2に際しての被告の発言は、原告の供述する、上記(2)のとおりのものであったと認められる。

そして、本件鑑定1に際しての被告の発言は、悩みを多く抱えていた原告に対し、今年中に死ぬとか、水子が足にすがって泣いているとか、子が未亡人になるなどの不吉な事実を告げて不安を煽った上で、被告が供養すれば原告を治すことができるかのように装い、その旨信じさせる、社会通念上不相当なものといえる。また、原告は、被告の請求を受けて直ちに200万円を支払っており、正常な判断が妨げられた状態で支払を行ったといえるし、200万円という金額も、約1時間であった(被告本人)という本件鑑定1の対価としては、過大であるといえる。

また、本件鑑定2に際しての被告の発言は、3日間拜んだことを告げた上、もう3か月もすれば原告の体調が良くなり、原告の悩みの1つであったAの将来に関しても、良い結果が出ると述べ、自らにそのような力があるかのように装い、本件鑑定1によって既に不安を煽られ、また、Aの将来を心配している原告の状況を利用して、その旨信じさせた、社会通念上不相当なものといえる。また、原告は、被告の易断が当たっていると感心していたAと同席していた上、被告の請求を受けて直ちに200万円を支払ったのであり、正常な判断が妨げられた状態で支払を行ったといえるし、200万円という金額も、約10分であった(証人A, 原告本人)という本件鑑定2の対価としては、過大であるといえる。

このように、本件鑑定1及び2は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、違法性を帯びるものであると認められるから、被告には不法行為が成立するといえる。

3 争点(2) (損害及び額) について

(1) 上記認定のとおり、原告は、本件鑑定1及び2に際し、各200万円を被告に支払っており、これは、被告の不法行為による損害といえる。

そして、原告は、上記1(5)のとおり、被告から送金を受けているところ、これを、上記損害に係る、遅延損害金、元本の順に充当しているから、充当後の残金は、別紙損害金計算書のとおり、平成18年1月12日時点において399万4822円となる。

そして、原告は、被告の不法行為により本訴提起を余儀なくされたものと認められるから、相当な弁護士費用も原告の損害となる。そして、本件鑑定1に係る不法行為と本件鑑定2に係る不法行為は、別個の不法行為であるから、弁護士費用の金額は、各不法行為について、20万円を相当と認める。

(2) なお、原告は、慰謝料の支払を求めているが、被告の不法行為は、原告に金銭を交付させたことにより成立するものであるから、特段の事情のない限り、財産的損害の回復により、原告の損害は全て回復されるというべきである。

この点、原告は、本件鑑定1及び2に係る金銭支払について、家族にも責められ、重大な精神的損害を被ったと主張し、これに沿う供述をするが、被告の不法行為により、原告が金銭によって慰謝しなければならないほどの状況に追い込まれた事実は認められないから、慰謝料を損害と認めることはできない。

4 以上のとおりであるから、原告の請求は、主文記載の限度において理由がある。

5 よって、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所洲本支部

裁判官 達野 ゆ き

損害金計算書

| 損害発生 日 賠償日 | 損害額 | 賠償額 | 前回 取引 からの 日数 | 遅延損害金 | 同日時点の 未収損害額 合計 | 元金充 当後 次行に 繰り越さ れる未 収遅延 損害金 合計 | 賠償金充 当後の 元金残 | 遅延損 害金の 利率 | 1年の 日数 | 過払金 の利息 |
|------------------|------------|----------|-----------------------|--------|----------------------|---|--------------------|------------------|-----------|------------|
| H16.7.13 | ¥2,000,000 | | | | | 0 | ¥2,000,000 | | | |
| H16.8.2 | ¥2,000,000 | | 21 | 5,737 | 5,737 | 5,737 | ¥4,000,000 | 5% | 366 | 5% |
| H16.12.31 | | | 151 | 82,513 | 88,250 | 88,250 | ¥4,000,000 | 5% | 366 | 5% |
| H17.5.27 | | ¥100,000 | 147 | 80,547 | 168,797 | 68,797 | ¥4,000,000 | 5% | 365 | 5% |
| H17.9.1 | | ¥50,000 | 97 | 53,150 | 121,947 | 71,947 | ¥4,000,000 | 5% | 365 | 5% |
| H17.10.14 | | ¥50,000 | 43 | 23,561 | 95,508 | 45,508 | ¥4,000,000 | 5% | 365 | 5% |
| H17.11.30 | | ¥50,000 | 47 | 25,753 | 71,261 | 21,261 | ¥4,000,000 | 5% | 365 | 5% |
| H18.1.12 | | ¥50,000 | 43 | 23,561 | 44,822 | 0 | ¥3,994,822 | 5% | 365 | 5% |

これは正本である。

平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

神戸地方裁判所洲本支部

裁判所書記官 柏 原

